

マイナンバー等確認リストQ & A

- 問1：なぜ、このようなリストを送付するのでしょうか。．．．．． 1
- 問2：マイナンバーの提出を求める行為は、どのような権限に基づいて行っているのでしょうか。．．．．． 1
- 問3：マイナンバーを回答することで、今後どのようなメリットがあるのでしょうか。．．．．． 2
- 問4：このリストを提出しないとどうなるのでしょうか。．．．．． 2
- 問5：リストに記載されているのは一部の従業員となりますが、その他の従業員はなぜ記載されていないのでしょうか。．．．．． 2
- 問6：リストに記載されていない従業員のマイナンバーはどうやって結びつけを行ったのでしょうか。．．．．． 3
- 問7：リストに記載されている従業員は既に退職していますが、どのように回答すればよろしいのでしょうか。．．．．． 3
- 問8：従業員は海外居住者（または短期在留外国人）であり、マイナンバーを持っていませんが、どのように回答すればよろしいのでしょうか。．．．．． 3
- 問9：税の手続きを目的として取得・保存しているマイナンバーを機構に対して提供するには、どのように利用目的の変更をすればよいのでしょうか。．．．． 4
- 問10：日本年金機構がマイナンバーを確認できなかったという結果は教えてもらえるのでしょうか。．．．．． 4

問1 なぜ、このようなリストを送付するのでしょうか。

(答え)

日本年金機構は、平成28年11月13日よりマイナンバーの利用が認められ、平成29年1月4日からマイナンバーによる年金相談・照会業務を開始しております。今後、マイナンバーによる氏名・住所変更届出の省略等、国民の利便性向上に向けた取組の実施を予定しておりますが、日本年金機構において保有している氏名、生年月日等の情報の相違により、現在、マイナンバーの確認が行えない被保険者等が存在しています。

これらの方々については、引き続き事業主の方から届出をしていただく必要があります。マイナンバーと結びついていない基礎年金番号を解消するため、被保険者のマイナンバーのご回答にご協力をお願いする目的から、「マイナンバー等確認リスト」を送付しております。

問2 マイナンバーの提出を求める行為は、どのような権限に基づいて行っているのでしょうか。

(答え)

平成29年10月16日付で「厚生年金保険法施行規則及び国民年金法施行規則の一部を改正する省令」が公布・施行され、日本年金機構は、個人番号利用事務を適切かつ円滑に処理するため、事業主に対し、被保険者等に係る個人番号（マイナンバー）その他の事項について情報の提供を求めることができるとされたものです。

これにより、事業主様宛てに「マイナンバー等確認リスト」を送付し、現在、マイナンバーが確認できていない被保険者のマイナンバーの回答へのご協力をお願いしております。

【参考】：平成29年10月16日「厚生年金保険法施行規則及び国民年金法施行規則の一部を改正する省令」

(抜粋)

厚生年金保険法施行規則(昭和29年厚生省令第37号)の一部を次のように改正する。

(情報の提供の求め)(新設)

第130条 厚生労働大臣は、個人番号利用事務(番号利用法第2条第10項に規定する個人番号利用事務をいう。)を適切かつ円滑に処理するため、事業主に対し、被保険者にかかる個人番号その他の事項について情報の提供を求めることができる。

問3 マイナンバーを回答することで、今後どのようなメリットがあるのでしょうか。

(答え)

日本年金機構においては、基礎年金番号とマイナンバーを結びつけることにより、被保険者の氏名・住所変更届出の省略や被扶養者異動届提出時の確認書類の添付が一部省略される等、事業主様の事務負担の軽減が図れるものと考えております。
なお、届出省略等の実施時期については、詳細が決まり次第、改めてお知らせいたします。

問4 このリストを提出しないとどうなるのでしょうか。

(答え)

提出期限(平成30年1月29日)までにご提出いただき、日本年金機構が保有する情報とマイナンバーが結びつけられた方につきましては、届出省略の開始日以降、氏名・住所等変更届出が不要になります。
なお、提出期限までにマイナンバーをご提供いただけない場合は、氏名・住所等変更届の届出省略開始時において、氏名・住所等変更届出の省略ができません。
そのため、日本年金機構が保有する情報とマイナンバーが結びつくまでの間は引き続き届出が必要となるほか、ご本人にとっても、今後の社会保障の様々な手続きにおいて添付書類の省略ができなくなります。

※ 提出期限までにリストによるマイナンバー等の情報提供にご協力いただけない場合は、確認対象者の方に対し、「個人番号等登録届」により日本年金機構へ直接マイナンバーをお知らせいただくようご案内をお願いします。

問5 リストに記載されているのは一部の従業員となりますが、その他の従業員はなぜ記載されていないのでしょうか。

(答え)

マイナンバー等確認リストに記載のない従業員の方については、日本年金機構において既にマイナンバーが確認できており、届出省略等の対象となるため、マイナンバー等確認リストに記載されておりません。
今回お送りしたマイナンバー等確認リストに記載されている従業員は、平成29年10月3日時点において、日本年金機構で該当するマイナンバーの確認が行えていない方となります。

問6 リストに記載されていない従業員のマイナンバーはどうやって結びつけを行ったのでしょうか。

(答え)

日本年金機構においては、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第14条第2項の規定に基づき、日本年金機構が保有する氏名、生年月日等の情報を用いて、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）から該当するマイナンバーの提供を受けることで、基礎年金番号とマイナンバーの結びつけを行っています。

問7 リストに記載されている従業員は既に退職していますが、どのように回答すればよろしいでしょうか。

(答え)

事業主様は、従業員のマイナンバーを利用するにあたり、「マイナンバーの利用目的を特定した上で、本人に通知しなければならない」とされており、従業員が既に退職し、自身のマイナンバーがどのような目的に利用されるかを知り得ない状況の方について、マイナンバーの提供をしてもらうことはできません。

そのため、マイナンバー等確認リストに記載されている被保険者が既に退職している場合は、「マイナンバー（個人番号）」欄に記載されている「3. 厚年被保険者の退職（被扶養者資格喪失）」に○（丸印）を記入（電子媒体の場合は該当項目を選択）した上で、ご提出をお願いします。

問8 従業員は海外居住者（または短期在留外国人）であり、マイナンバーを持っていませんが、どのように回答すればよろしいでしょうか。

(答え)

マイナンバー等確認リストに記載されている被保険者が、マイナンバー制度対象外となる海外居住者、短期在留外国人である場合は、「マイナンバー（個人番号）」欄に記載されている「1. 短期在留外国人」又は「2. 海外居住」に○（丸印）を記入（電子媒体の場合は該当項目を選択）した上で、ご提出をお願いします。

また、氏名、生年月日、性別に相違がある場合は、「相違項目」欄の相違している項目に○（丸印）を記入（電子媒体の場合は該当項目に「1（半角数字）」を入力）した上で、該当の変更（訂正）届を提出してください。

問9 税の手続きを目的として取得・保存しているマイナンバーを機構に対して提供するには、どのように利用目的の変更をすればよいのでしょうか。

(答え)

社内一斉メールや社内LAN掲示板への掲載等の方法により、利用目的を本人に通知し、または公表することが必要です。

なお、従業員等からマイナンバーの提供を受けた際に、税の手続などと利用目的を限定するのではなく、例えば「社会保障・税の手続」など年金関係事務にマイナンバーを利用することが含まれている場合には、改めての利用目的の変更をしていただく必要はありません。

問10 日本年金機構がマイナンバーを確認できなかったという結果は教えてもらえるのでしょうか。

(答え)

今回のリストを返送いただくことで提供されたマイナンバー（または住民票の情報）により、日本年金機構が保有する情報とマイナンバーを結びつけることとなりますが、マイナンバーの記載誤り、または機構保有情報の変更（訂正）届の未提出等によりマイナンバーが結びつけられなかった方につきましては、別途、事業主の皆様あてにお知らせする予定です。